

## 福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金 について

### 【対象世帯について】

Q1 避難指示区域からの避難世帯は対象とならないのか。

- 避難指示区域外（平成27年6月15日時点）からの避難世帯を対象とします。
- 避難指示区域からの避難世帯については、住宅確保損害及び家賃に係る賠償により補てんされるべきとの考えに立ち、県による民間賃貸住宅等家賃への支援の対象としておりません。

Q2 既に避難指示が解除されている地域や今後解除予定の地域は、対象とするのか。

- 国による避難指示が出されていた区域は、住宅確保損害及び家賃に係る賠償の対象となるため、県による民間賃貸住宅等家賃への支援の対象としておりません。

（参考）住宅確保損害に係る賠償

賠償金額：新借家と従前借家家賃との差額相当（8年分）＋礼金等

・避難指示区域以外を新たな生活の本拠とする場合

→ 1人世帯：162万円（世帯人数が1名増加することに61万円を加算）

Q3 民間賃貸住宅等家賃への支援の対象については、一定の要件を定めずに、全ての避難世帯にするべきではないか。

- 民間賃貸住宅家賃への支援は、避難者の自主再建に向けた経過措置という考え方に立っています。

そのため、公営住宅の入居基準の「裁量世帯」を参考に「収入要件」の基準額を「月額所得21万4,000円以下」に定め、自主再建に向けて支援が必要となる「低所得世帯」への支援を行ってまいります。

なお、母子避難や父子避難による二重生活世帯については、収入要件の取扱いを緩和し、「世帯全員の年間所得の合計」は2分の1した金額で算定します。

## 【Q & A】

平成 30 年 9 月 1 日時点  
福島県生活拠点課

Q4 県内避難の場合は、支援対象を妊婦・子ども世帯に限定しているが、なぜ、県外避難者と差を付けているのか。

- 平成 24 年に災害救助法による県内自主避難者への借上げ住宅の供与を開始した際に、県内避難については「①妊婦がいる世帯」、「②18 歳以下の子どもがいる世帯」を優先して支援を行うべき対象とした経緯を踏まえたものです。

Q5 県内避難で対象となる①妊婦がいる世帯、②18 歳以下の子どもがいる世帯は、いつ時点をもって判断すればよいか。

- 応急仮設住宅等の供与終了又は退去の時点まで同一の応急仮設住宅等で避難生活を送っていた世帯の構成員（別に生活する同一生計者ではなく、入居者に限る。）で判断してください。
- 「①妊婦のいる世帯」については、申請書の提出時点で判断します。
- 「②18 歳以下の子どもがいる世帯」については、年齢を平成 28 年 10 月 1 日時点で判断します。平成 9 年 10 月 2 日以降に生まれた方がいる世帯が対象になります。

Q6 県内避難で対象となる「②18 歳以下の子どもがいる世帯」を、「高校生以下の子どもがいる世帯」に変更してはどうか。

（子どもの誕生日によって、高校 3 年生までの子どもがいる世帯と、大学 1 年生までの子どもがいる世帯に差が生じるので不公平ではないか。同じ学年で統一すべきではないか。）

- どの時点で子どもの年齢を判断するかについては、様々な意見があると思われませんが、申請受付開始の時期を考慮し、平成 28 年 10 月 1 日を基準日としました。
- この基準日により、「高校生以下」とする場合よりも支援の対象となる世帯の範囲が広がります。（子どもの誕生日によっては、平成 28 年度中に子どもが 19 歳になる場合や、子どもが社会人である場合も対象になります。）

Q7 避難元と同一市町村内の応急仮設住宅に避難している場合、支援対象となるか。

- 支援対象になりません。

（理由）

本補助事業は、放射能への不安等により避難の継続が必要な世帯が負担する家賃等の補助を通じて、避難世帯に自主再建を図っていただく支援事業です。

福島県内では除染が進み、生活できる環境が整ってきていることや、放射能への

## 【Q & A】

平成30年9月1日時点  
福島県生活拠点課

不安による自主避難者への応急仮設住宅の供与を行っていないことなどの状況を踏まえると、避難元と同一市町村内では避難の必要性を認め難いことなどから、支援対象になりません。

- 避難元が田村市又は南相馬市の世帯については、平成の合併前の旧市町村単位で同一市町村を判断しますので、旧市町村間での避難も支援対象とします。

Q8 応急仮設住宅から退去した後、世帯を分離して生活をする予定であるが、支援を受けられるのか。

- 世帯分離をする場合は、原則として、最後に居住していた応急仮設住宅等の入居世帯の代表者がいる世帯が支援対象となり、代表者がいない分離世帯は支援対象になりません。
- ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が避難の過程で応急仮設住宅等1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますので、この場合は震災前に別世帯であったことを証明する書類も提出してください。

### 【対象となる住まいについて】

Q9 対象となる住まい（避難を継続する上で支援対象となる住まいの種類）は、どのようなものか。

- 民間賃貸住宅のほか、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、公社住宅なども支援対象とします。
- 「収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅」は全て支援対象とします。
- 公営住宅については、収入に応じた家賃設定をしていない住宅に限り、支援対象とします。（特別優良賃貸住宅などが考えられます。）

Q10 なぜ、「公営住宅」等の家賃は、民間賃貸住宅等家賃への支援の対象外なのか。

- 収入に応じた家賃設定をしている公営住宅は、公営住宅法において低額所得者に低廉な家賃で賃貸することとされ、その家賃は低額所得者に十分な配慮がなされた設定となっていることから、支援の対象外とします。

【転居について】

Q11 なぜ、一定の条件で転居を認めるのか。

- 現在の災害救助法による応急仮設住宅においては、貸主都合など特別な事情がなければ、住み替えできませんでした。
- 個人契約に切り替えた場合、家賃等が高くて家賃等を支払えない場合などが想定されることから、一定の条件で転居を認めています。

Q12 なぜ、東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯だけ転居先の範囲が広いのか。

- 東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯については、著しく民間賃貸住宅の家賃が高い都県（全国上位 3 位以内）であるため、関東地方内での転居も認めます。

（参考）総務省統計局「社会生活統計指標—都道府県の指標—2016」

平成 26 年民間賃貸住宅の家賃（円/3.3 m<sup>2</sup>・月）の高額上位

①東京都（8,704 円）、②神奈川県（7,200 円）、③埼玉県（6,343 円）

全国平均（4,371 円）

- 本制度の支援対象としては、避難の継続の必要がある世帯を想定しています。  
そのため、現在の避難先ではない都道府県へ転居することは「自己都合による転居」と捉える見方もあるため、対象とはしません。
- ただし、県外避難世帯のうち、妊婦・子ども世帯については、福島県内（避難元市町村以外）へ転居し、避難を継続することも対象にします。

Q13 なぜ、転居の場合、田村市と南相馬市の避難指示区域外からの避難者については、平成の合併前の旧市町村単位で判断するのか。

- 田村市と南相馬市では、発災当時、警戒区域以外の地域の方々にも避難の指示又は要請を發した経緯があることを考慮し、市外に避難した方との公平性の観点から、平成の合併前の旧市町村単位で判断することとします。

## 【Q & A】

平成 30 年 9 月 1 日時点  
福島県生活拠点課

Q14 転居を可能とする時期はいつか。

今すぐ転居しても、民間賃貸住宅等家賃への支援対象となるのか。

- 制度を公表した平成 27 年 12 月 25 日以降に民間賃貸住宅等を契約したものを支援対象としますので、転居は平成 27 年 12 月 25 日以降になります。  
そのため、今すぐ転居しても対象となります。

Q15 公営住宅へ転居する場合も費用がかかる。公営住宅に転居する場合も初期費用 10 万円の補助対象とならないのか。

- 初期費用 10 万円の補助は、個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費（敷金、礼金、契約事務手続き経費、家財運搬等経費など）に係る補助です。
- 収入に応じた家賃設定をしている公営住宅は、公営住宅法において低額所得者に低廉な家賃で賃貸することとされ、その家賃は低額所得者に十分な配慮がなされた設定となっています。

民間賃貸住宅等家賃への補助は、家賃の高い民間賃貸住宅等と、入居料の低い公営住宅（収入に応じた家賃設定をしている公営住宅）との間で、避難の継続をする住まいの違いによる世帯の家賃等負担総額の差を小さくする支援でもありますので、公営住宅への転居の場合は初期費用の支援対象となりません。

### 【県外から県内への転居、引越し補助との併給について】

Q16 県外避難世帯のうち、妊婦・子ども世帯は福島県内（避難元市町村以外）での避難継続も対象とされたが、既に「福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金」を受けた世帯はどうなるのか。

- 今回の制度見直しの公表（平成 28 年 8 月 17 日）前に、引越し補助の交付決定を受けていた世帯（転居済みの世帯）については、民間賃貸住宅等家賃補助の申請を可能とします。  
ただし、当家賃補助においても交付決定された場合、初期費用の補助金額は引越し補助の交付決定額を差し引いた金額とします。
- 制度見直し公表後（平成 28 年 8 月 18 日以降）に転居する世帯については、応急仮設住宅 1 世帯につき、引越し補助か、民間賃貸住宅等家賃への支援のどちらか一方を選択してください。

【収入要件について】

Q17 収入要件を定めた理由は。

- 避難者の自主再建に向けた経過措置という観点から、一定の要件が必要と考えており、公営住宅の入居基準を参考とした基準額を定めることとしました。
- なお、母子避難等による二重生活世帯に配慮した取扱いをすることとし、収入要件の緩和を図っています。

Q18 収入要件の審査は、最初に1回のみか。

1年経って、その時点で新たに収入要件を満たせば、新たに補助の対象となるのか。

- 補助金の交付決定に係る収入要件の審査は、補助金交付申請書を提出いただいた時の1回のみです。（交付申請前に収入要件を満たしているかどうかを確認したい世帯が行う事前確認依頼に対する県の確認結果通知は、審査結果ではなく、参考としてご活用ください。）

市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年の所得が分かるもの）、平成29年度所得証明書（平成28年の所得が分かるもの）又は平成30年度所得証明書（平成29年の所得がわかるもの）を19歳以上（平成28年10月1日時点）の世帯全員（応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族）分について提出していただき、各種控除後の所得金額を合算した金額をもとに判定します。

要件を満たせば、平成30年度分の家賃等まで補助を行うこととします。

Q19 母子避難などの「二重生活世帯」は、世帯全体の所得を2分の1として取り扱われるが、父のみ、母のみ、子どものみの避難の場合は対象になるか。

- 二重生活世帯とみなしません。  
母子避難又は父子避難による分離世帯を二重生活世帯の対象にします。

（理由）

●同一生計にあった祖父母と子ども世帯（父母と子）の分離

： 母子避難により父と母子、父子避難により母と父子が別に生活していることへの支援を基本としますので、本補助事業においては、祖父母世帯と子ども世帯との分離の場合、申請世帯を二重生活世帯とみなしません。（祖

## 【Q&A】

平成30年9月1日時点  
福島県生活拠点課

（父母が子を扶養している場合はご相談ください。）

### ●父のみ、母のみ避難

： 子どもと避難する状況にはなかったものと考えられること、その他、単身赴任などの個人の事情も想定されるため、二重生活とはみなしません。

### ●子どものみ避難

： 18歳以下の子どものみだけで避難の継続が必要な事情としては、避難先における通学の事情により、親元から離れて学生の下宿等で生活する状況が想定されます。

福島県内では、避難者に限らず、遠隔地からの通学が困難で、子どもを下宿させている世帯もありますので、このような世帯との公平性も鑑みて、本補助事業においては、子どもだけの避難については扶養の範囲内とみなし、二重生活世帯とみなしません。

ちなみに、高速道路の無料措置制度では、子どもだけが避難する場合も支援対象にしていますが、親が子どもに会いに行く際の交通費の支援であり、民間賃貸住宅等家賃への支援とは性質が異なります。

（参考）平成28年2月19日、国交省・復興庁「『原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置』の継続について」の対象者

「原発事故発生時に福島県浜通り・中通り又は宮城県丸森町（以下「対象地域」という。）に居住しており、原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含む。）及び対象地域内に残る父親等」とされ、「子ども」は「満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者」と記載されている。

また、母が対象地域に残り父子が避難する場合や、父母が対象地域内に残り子が避難する場合も対象となる。

Q20 夫、妻、子どもの3人の世帯のうち、妻と子どもが福島県外へ母子避難をしている。

福島県で生活していた夫が転勤で福島県を離れた場合、二重生活として取り扱われるか。

○ 福島県の施策である当補助事業としては、福島県に世帯の一部がないことから、原則として二重生活世帯としては取り扱いません。

ただし、福島県内に世帯の生活の本拠がある場合（例：夫が福島県内の住宅の賃貸借契約を解約せずに残したまま転勤し、週末は福島県内に戻っているなど。）は、

## 【Q&A】

平成30年9月1日時点  
福島県生活拠点課

福島県内の生活の本拠に関する証明書類（例：住民票、直近の電気等の利用明細など）を申請書に添付して提出してください。審査の結果、二重生活世帯として取り扱う場合があります。

### 【対象期間について】

Q21 補助対象期間について、2年程度としているが、もっと長期間実施すべきではないか。

- 応急仮設住宅の供与期間終了後の自主再建に向けた経過措置という考え方から、補助対象期間を2年程度と設定しています。

なお、民間賃貸住宅等家賃への2年程度の支援については、平成27年6月に発表した災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の1年延長に加え、民間賃貸住宅等家賃への支援期間2年を合わせた計3年間で、将来の見通しを立てていただきたいという考えによるものです。

Q22 民間賃貸住宅の賃貸借契約を平成28年11月に締結して転居した後、申請書類の提出が遅くなって、補助申請開始後の数ヶ月後に提出した場合、補助金は何月分から交付されるのか。

- 補助金額の算定は、県が申請書を受理した月の家賃等から対象とします。  
ただし、補助金募集要領8の※に記載のとおり、平成28年12月31日以前に当該住宅の賃貸借契約を締結し、平成29年3月31日までに県が申請書を受理した場合、平成29年1月分までの家賃等まで遡及して算定できるものとします。
- 補助金の遡及による算定に係る申請期限の考え方は、次ページのとおりです。



**【Q&A】**  
**平成30年9月1日時点**  
**福島県生活拠点課**

<b>※遡及による算定対象</b>									
： 民間賃貸住宅等の賃貸借契約の締結日から起算して3か月後の属する月の末日まで（最長で平成29年6月30日までとする。）に福島県が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅等の家賃等は、平成29年1月分の家賃等まで遡及して算定できるものとします。									
<b>事例</b>									
①平成28年12月31日までに民間賃貸住宅等へ転居した場合 ⇒ 平成29年3月31日までに提出（必着） 平成29年1月分の家賃等から補助対象として算定することができます。									
②平成29年1月1日に契約締結した場合 ⇒ 平成29年3月31日までに提出（必着） 平成29年1月分の家賃等から補助対象として算定することができます。									
③平成29年1月15日に契約締結した場合 ⇒ 平成29年4月30日までに提出（必着） 平成29年1月分の家賃等（日割）から補助対象として算定することができます。									
④平成29年3月31日に契約締結した場合 ⇒ 平成29年6月30日までに提出（必着） 平成29年3月分の家賃等（日割）から補助対象として算定することができます。									
※提出期限が土日祝休日の場合は、次の平日までの必着とする。									

【Q&A】

平成30年9月1日時点  
福島県生活拠点課

- 家賃発生月において日割の家賃となった場合もその金額の1/2を交付することとします。(1円未満端数切捨て)

Q23 民間賃貸住宅等家賃への支援について、全額補助すべきではないか。

- 避難者の自主再建に向けた経過措置という観点から、全額ではなく、一部補助とします。

Q24 なぜ、補助額の上限が3万円、2万円となっているのか。

- 補助は、自主再建に向けた経過措置であることから、福島県内の借上げ住宅の家賃設定を参考に上限を6万円として、その金額に補助率(1年目1/2、2年目1/3)を掛けて算出したものです。

Q25 なぜ、補助額は逡減していくのか。

- 避難者の自主再建に向けた経過措置という観点から、避難者に一定程度の負担をしていただくこととし、補助率についても逡減する形としています。

Q26 地域により家賃相場は異なると思われるが、その点を考慮しなくてよいのか。

- 今回、一定の条件の下で現在居住している都道府県内(県内は避難先市町村内)、東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯は関東地方内での転居を可能とし、より低額な家賃の住宅への転居も支援対象としますので、地域による補助額の差は設けていません。

Q27 支援対象世帯のH29.4以降の賃貸借契約はどのようなになるのか。

- 一般的な賃貸借契約と同様、避難者個人が物件所有者、不動産業者と契約を締結することになります。

Q28 補助金の交付はどのように行うのか。

- 避難世帯からの申請をもとに、審査、交付決定を行うこととなります。
- 補助金は、交付決定後、速やかに初期費用分（10万円）を交付したいと考えています。
- 家賃等分の補助金の交付を受けるためには、まず、交付決定者が家賃等の支払い実績の分かる資料（通帳の写しなど）を添付して、県（「福島県民賃等補助金事務センター」（※））へ補助金交付請求書（要綱第8号様式）を提出することになります。この請求書を受理した県は、書類内容を確認して、補助金の交付を行います。  
このとき、交付決定者は、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごと（例：平成29年7～9月分）に県へ請求書等を送付してください。  
例えば、平成29年8月分から補助対象となった場合、交付決定者は、まず2か月分（8～9月分）の交付請求をし、その後は10～12月分、平成30年1～3月分といった3か月分ごとに県へ補助金の交付請求をすることとなります。
- なお、申請書、請求書等の様式については、生活拠点課ホームページ「民間賃貸住宅等家賃への支援」ページからのダウンロードのほか、民賃等補助金事務センターへの送付依頼でも入手できます。
- 補助金の申請受付から交付までの事務は、民賃等補助金事務センターにて行っていますので、詳しくは同センターへお気軽にお問い合わせください。

（※）申請受付窓口・申請手続き相談

福島県民賃等補助金事務センター（福島県生活拠点課）

（事務業務委託先：株式会社トーネット）

場所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話 （通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。）

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273

Q29 自費で賃貸住宅を借りて避難していた人は、民間賃貸住宅等家賃への支援対象にはならないのか。

- 本制度は応急仮設住宅の供与終了に伴う経過措置という観点から家賃補助を行うものであり、制度を公表した平成27年12月25日より前に賃貸住宅を契約していた方については対象外となります。

Q30 生活保護受給者が民間賃貸住宅等家賃の補助を受けた場合、住宅扶助はどうなるのか。

- 生活保護の住宅扶助に関しては、避難先自治体の所管の福祉事務所に必ず相談してください。

Q31 個人契約移行時の転居は一定条件の下で可能となるとのことだが、移行後、再転居を行う場合、引き続き補助の対象となるか。

- 転居理由について変更申請書類を提出いただき、避難の継続の必要が認められるものであれば、補助の対象とします。

ただし、初期費用の補助の適用は 1 世帯当たり 1 回とし、再転居においては対象外とします。

- 転居先が決まりましたら、「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更承認申請書」（要綱第 6 号様式）を速やかに民賃等補助金事務センターへ提出してください（住所、家賃等の変更）。これを受けて、県では、変更承認の審査を行い、承認するときは、変更交付決定通知書（要綱第 7 号様式）により通知します。

- 個人契約への移行後の住まいと再転居先の住まいの賃貸借契約期間に一部重複が生じる月がある場合は、再転居先の契約開始日（再転居先の家賃等が発生する日と考えられる日）をもとに、各住まいの補助対象期間（日数）を計算し、各住まいの補助対象期間に係る家賃等を合算した金額から当該月の補助金額を算定します。

なお、補助金の交付は、請求書の添付書類で支払い実績を確認の上、行います。

（参考）再転居を行った場合の補助対象経費の算定例

平成 29 年 3 月 31 日に応急仮設住宅を退去して民間賃貸住宅 A へ転居した避難世帯（補助金の交付決定を受けた世帯）が、民間賃貸住宅 B へ再転居した場合（住宅 B の賃貸借契約の開始日：平成 29 年 6 月 15 日）

○補助対象期間

①住宅 A 平成 29 年 3 月 31 日から平成 29 年 6 月 15 日まで

↓

②住宅 B 平成 29 年 6 月 15 日（契約開始日） から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ ①住宅 A に係る家賃等の補助対象期間は、②住宅 B の賃貸借契約の開始日までとします。

## 【Q&A】

平成30年9月1日時点  
福島県生活拠点課

### ○補助金額の変更について

①住宅A及び②住宅Bの補助対象期間から算定した家賃等をもとに、補助金額を変更することとなります。

Q32 支援対象経費は、家賃に共益費（管理費）や駐車場代を加えた額となるのか。

- 住宅の賃貸借契約書に記載された家賃、共益費（管理費）、駐車場代を対象とします。

Q33 民間賃貸住宅等家賃への支援の概要について、どのように周知していくのか。

- 戸別訪問にて周知を行っております。  
また、民賃等補助金事務センターにお問い合わせいただければ、制度に関して説明させていただきます。
- その他、生活拠点課ホームページ、「ふくしまの今が分かる新聞」（避難者支援課発行）、「避難者支援ハンドブック」（避難者支援課発行）、市町村や受入自治体の各種広報誌等によるお知らせ、各種相談会や生活再建支援拠点等における交流会での説明、被災者のくらし再建相談ダイヤルなどを通じて周知をしております。

Q34 補助金の請求時に留意すべきことを教えてほしい。

- 家賃等補助の請求については、交付決定後、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごとに補助金交付請求書（要綱第8号様式）と家賃等の支払い実績の分かる領収書等を民賃等補助金事務センターへ送付していただく必要があります。（最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内の提出をお願いします。）
- 詳しくは、補助金交付要綱、補助金募集要領のほか、「補助金請求時の留意点」を参照してください。